

第 1 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成 30 年 1 月 26 日 (月) 午後 4 時 00 分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2 階 第 1 会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員 (11 名)

1 番 住田 哲也	7 番 佐々木 康二
2 番 朴谷 和夫	8 番 太田 正人
3 番 豊田 孝行	9 番 舟山 仁志
4 番 溝渕 康裕	11 番 窪 郁夫
5 番 杉山 央	13 番 氏家 知身
6 番 木下 和夫	
5. 欠席委員 (2 名)

10 番 富永 学	12 番 坂口 啓郎
-----------	------------
6. 議事日程
  - 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項について
  - 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく事業計画変更申請について
  - 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - 議案第 4 号 あっせんの申出者について
  - 議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) に係る意見について
  - 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
  - その他

7. 農業委員会事務局職員 事務局長 堤 裕一  
事務局長次長 室屋 尚弘  
事務局係長 佐藤 公紀

## 8. 会議の概要

開会 16時00分

局長： 出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。

議長： それでは只今より、平成30年第1回農業委員会総会を開会いたします。  
年明けは雪が降ったり寒さが続いたりして大変な時期ですが、皆様にはお集まりいただきありがとうございます。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席9番、舟山委員、議席11番、窪委員にお願いいたします。また、議席10番、富永委員、議席12番、坂口委員より欠席の連絡がありました。  
ただいまの出席委員は11名で、定足数であります。それでは局長から本日の議事日程について説明して下さい。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、報告第1号、農地法第18条第6項について4件、議案1号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について1件、議案第2号、農地法第5条許可地の事業計画変更申請について1件、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について24件、売買3件、新規12件、継続9件、議案第4号、あっせんの申出者について4件、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について、議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、及びその他でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。報告第1号、「農地法第18条第6項について」事務局より説明して下さい。

議長： はい、報告第1号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成30年1月26日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外12筆、計13筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、外10筆田、〇〇〇〇番〇〇、畑、〇〇〇〇番〇〇、宅地、面積合計、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、第三者へ賃貸及び贈与のための解約です。  
番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目〇〇〇〇番〇、外2筆田、〇〇〇〇番〇、畑、面積合計〇,〇〇〇㎡、第三者へ賃貸のための解約です。  
番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇

〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、あっせん申出のための解約です。

番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇〇〇番〇、外 2 筆田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、あっせん申出のための解約です。以上です。

氏家会長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のあった 1 番から 4 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、1 番から 4 番について報告とさせていただきます。続きまして、3 ページの議案第 1 号、「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より 1 番について説明して下さい。

次長： はい、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。平成 30 年 1 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外 2 筆、計 3 筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外 1 種農地、契約区分、一時転用、転用目的、砂利採取、期間、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、掘削深、8m、内表土扱、0.3m、本申請について、先ほど、関係者による事前協議を行っております。申請は、砂利採取のための一時転用であり、完了後は農地に復元することから、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されており、転用は問題ないと考えます。申請箇所については、4 ページのとおりで、〇〇と〇〇丁目の交差点付近で、今回の転用が昨年につき 2 年目になります。以上です。

議長： はい、只今、事務局より説明がありましたが、1 種農地を砂利採取するための一時転用の申請であります。この転用申請についてご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。1 番の転用申請について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 1 号については、原案のとおり決定をいたしました。許可相当として農業会議へ諮問します。

続きまして、5 ページの議案第 2 号、「農地法第 5 条許可地の事業計画変更申請について」事務局より説明をして下さい。

次長： はい、議案第 2 号、農地法第 5 条許可地の事業計画変更申請について、次のとおり、農地転用許可地について事業計画変更の申請があったので審議を

求める。平成 30 年 1 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、事業者、〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、許可指令番号、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇当農委、第〇号、地番、〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、すべて田、転用許可面積、〇,〇〇〇㎡です。事業個所については、6 ページのとおりで〇〇と〇〇丁目の交差点で、〇〇〇〇の裏手になります。当初の転用許可内容につきましては、事業期間、平成 29 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、事業計画、車両置場及び資材置場の造成として、駐車場・旋回場、〇,〇〇〇㎡、資材置場、〇〇〇㎡、通路、〇〇〇㎡の計〇,〇〇〇㎡の埋立てを行い転用する計画でありました。しかし、予定していた工事残土が減少した事から、当初計画の〇〇%の〇〇〇㎡の転用にとどまったところです。

申請のありました変更計画は、事業期間を平成 30 年 11 月 30 日まで 1 年間延長する申請で、事業内容の変更は行わないものです。すでに残土確保の用途はついていないことから計画変更について問題ないと考えます。以上です。

議長： はい、只今、事務局より説明がありましたが、転用事業期間の延長を行う申請であります。この変更申請についてご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。1 番の転用許可地の事業計画変更申請について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 2 号、については、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、7 ページの議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議いたします。所有権移転の 1 番について事務局より説明して下さい。

次議長： はい、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 1 回）の決定について審議を求める。平成 30 年 1 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇 a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作出来ないため、あっせん委員は、窪委員、舟山委員、木下委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇、12 ページの箇所です。所有権移転のための売買は、1 月 16 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の 1 番について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の窪委員より、補足説明はありますか。

窪委員： 事務局から説明があった通りでございますが、この土地につきましては面積の約 1/4 が白地ということで、その部分に関しては譲渡所得特別控除の対象外になるということで説明をし、ご理解いただいているところです。10a 当り〇〇万円ということで売買が成立しております。

氏家会長： ありがとうございます。それでは所有権移転の 1 番について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の 1 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の 1 番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、所有権移転の 2 番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、所有権移転の番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 5 筆、計 6 筆、地目、〇〇〇〇番〇、外 4 筆、田、〇〇〇〇番、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、坂口委員、住田委員、木下委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇、13 ページの箇所です。所有権移転のための売買は、1 月 16 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の 2 番について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の坂口委員が欠席ですので住田委員より、補足説明をお願いします。

住田委員： 事務局から説明のあったとおりですが、1 月 16 日にあっせん委員会が開催されまして、10a 当り〇〇万円ということで成立しましたのでご報告申し上げます。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の 2 番について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の 2 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の 2 番について、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、所有権移転の 3 番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、所有権移転の番号 3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、

〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、杉山委員、氏家委員、富永委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇、14 ページの箇所です。所有権移転のための売買は、12月28日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の3番について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の杉山委員より、補足説明はありませんか。

杉山委員： 事務居から説明があったとおり、今まで〇〇さんが賃借をされておりましたので売買となりました。全水張面積につきまして10a当り〇〇万円であっせんが成立しております。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の3番について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の3番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の3番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の新規4番から15番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、利用権設定の新規、番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、札幌市、公益財団法人北海道農業公社、理事長、竹林孝、地番〇〇〇〇番〇〇、外3筆、計4筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、契約期間は10年、申請理由は、農地中間管理機構へ貸出のためであります。圃場は、〇〇〇〇、15ページの箇所です。

番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は10年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、16ページの箇所です。

8ページご覧いただけます、番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外7筆、計8筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は1年、申請理由は、高齢化による経営の縮小、圃場は〇〇〇〇、〇〇に分かれており、17・18ページの箇所です。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇,〇〇〇㎡、契約期間は3年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、19ページの箇所

です。

番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇〇〇番〇外 2 筆、田、〇〇〇〇番〇、畑、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積、〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、20 ページの箇所です。

番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇〇〇番〇外 2 筆、田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、21 ページの箇所です。

番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇さんが未成年のため、親権者である〇〇〇〇さんが法定代理人になっております。借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 12 筆、計 13 筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、外 11 筆、田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、22 ページの箇所です。

9 ページご覧願います。番号 11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 4 筆、計 5 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、23 ページの箇所です。

番号 12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 9 筆、計 10 筆、地目、〇〇〇〇番〇〇外 8 筆、田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、経営移譲年金受給のため、圃場は〇〇〇〇、24・25 ページの箇所です。

番号 13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、〇〇〇〇番〇〇、田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇〇〇〇、26 ページの箇所です。

番号 14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇〇a、経営面積、〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望、圃場は〇

〇〇〇、27 ページの箇所です。

番号 15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 6 筆、計 7 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、契約期間は 1 年、申請理由は、高齢化による経営縮小、圃場は〇〇〇〇、28 ページの箇所です。以上です。

議長： ただいま利用権設定の新規 4 番から 15 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の 4 番から 15 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の 4 番から 15 番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の継続、16 番から 11 ページの 24 番について審議いたします。事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の継続、番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、外 13 筆、計 14 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a、以下、経営面積、うち借入面積、期間につきましては、継続につき説明を省略いたします。

番号 17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a。

番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇.〇a。

番号 19、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇.〇a。

番号 20、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 1 筆、計 2 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a。

番号 21、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a。

続いて 11 ページご覧願います。番号 22、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 4 筆、計 5 筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇〇.〇a。

番号 23、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、水張、〇〇.〇a。

番号 24、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて畑、面積合計、〇,〇〇〇m<sup>2</sup>、作付、



〇〇a。以上です。

議長： ただいま利用権設定の継続 16 番から 24 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の継続、16 番から 24 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の継続 16 番から 24 番について、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、29 ページの議案第 4 号、「あっせんの申出者について」事務局より 1 番から 4 番について説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第 4 号、あっせんの申出者について、平成 30 年 1 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 4 筆、計 5 筆、登記地目、現況地目とも〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇番〇外 3 筆、田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付、〇a、申出理由は高齢のため、申出箇所は 30 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇さん宅地先の農地です。

続きまして番号 2、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申請理由は高齢のため、申出箇所は 31 ページの箇所で〇〇〇〇、〇〇さん宅地先の農地です。

続きまして番号 3、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、〇〇〇〇番〇、外 1 筆、登記地目、現況地目とも田、〇〇〇〇番〇、登記地目、宅地、現況地目、田、〇〇〇〇番〇、登記地目、原野、現況地目、田、面積合計、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、申出理由は相続した農地を耕作できないため、申出箇所は 32 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇〇〇の農地です。

続きまして番号 4、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、〇〇〇〇番〇、登記地目、畑、現況地目、田、〇〇〇〇番〇〇、外 1 筆、登記地目、現況地目とも田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は高齢のため、申出箇所は 33・34 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇〇〇道路と〇〇道路の間と同じく〇〇〇〇道路と〇〇道路の交差点付近の農地です。

以上 4 件です。

議長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号 1、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、住田委員、佐々木委員、太田委員。

番号 2、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件につきましては、杉山委員、豊田委員、と私が入ります。

番号 3、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件につきましては、坂口委員、木下

委員、舟山委員。を指名いたします。

番号4、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件につきましては、窪委員、朴谷委員、溝渕委員を指名いたします。

只今、あっせん委員に指名されました、委員さんにおかれましては、お忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、35ページの議案第5号、「農用地利用配分計画（案）に係る意見について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について（諮問）、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見の諮問があったので審議を求める。平成30年1月26日、提出、当麻町農業委員会委員長名、別添資料1と2をご覧ください。

本件につきましては、先ほど議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画についてで審議、承認されました利用権設定について、農地の出し手が、農地中間管理事業を活用するため、公益財団法人、北海道農業公社へ10年間の貸付を行った後に、借受希望者の中から隣接する農地の受け手に対する配分計画について、町から意見を求められているものであります。

資料1につきましては、農地を出し手から借り入れた農地中間管理機構から、担い手である農地の受け手への配分計画の概要であります。

番号1の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの農地に対して、受け手は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は〇〇.〇ha、賃借権を設定する土地の面積は〇〇,〇〇〇㎡、賃借権の設定期間は平成30年3月9日から、10年後の平成40年1月25日であります。

資料2の図面をご覧ください、赤色の〇〇さんの農地に対して、緑色が〇〇さんの耕作している農地であります。農地が隣接している事から適正な農用地利用配分と考えます。以上の事から議案36ページをご覧ください。

農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）に係る意見について（案）のとおり、平成30年1月19日付け30当農で照会のありましたこのことについて、次のとおり意見を提出します。記、1、意見を提出する農用地利用配分計画（案）の件数、1件、2、農業委員会の意見、この度、照会のあった農用地利用配分計画（案）は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから、適当であると認める。とした意見を提出してよいと考えます。以上です。

議長： ただいま議案第5号、農用地利用配分計画（案）に係る意見について町より諮問がありました件について、説明がありました。ご質問等はございませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第5号について原案のとおり答

申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。町へは、原案のとおり答申します。

続きまして、37 ページの議案第 6 号、「農地等の利用の適正化の推進に関する指針の策定について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第 6 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について。農業委員会法に関する法律第 7 条第 1 項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について審議を求める。

平成 30 年 1 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

別綴りの別紙 1、当麻町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）をご覧ください。

本指針は、平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、新たに規定されたもので、当農業委員会におきましても策定が必要になったものであります。

指針の内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進に必要な 3 項目について、数値目標と推進方法を設定し、平成 35 年度を目標に今年度から 6 か年の期間で 3 年ごとの農業委員の任期期間に合わせ、検証と見直しを行うものです。

1 ページ目の中段の第 2、「具体的な目標と推進方法」以降で、3 項目の設定を行っています。

1 つめが「遊休農地の発生防止・解消について」として、数値目標では平成 29 年現在、0.3%の遊休農地の割合を 3 年後に解消、以降も 0%を維持することとし、2 ページではその解消方法として、農地パトロールの実施、農地中間機構との連携、再生利用が困難な農地については最終的に非農地判断するとしています。

2 つめが「担い手への農地利用の集積・集約化について」として、集積率を平成 29 年現在の 83.1%から 3 年後に 86.2%、6 年後に 89%まで引き上げる目標としています。3 ページではその推進方法として、人・農地プランの作成と見直し、農地中間管理機構との連携、また町内の地区ごとの農地利用状況や耕作条件に合わせた農地の利用調整と利用権の設定を行うこととしています。

3 つめが 4 ページになりますが、「新規参入の促進について」として、3 年後までに 2 名、6 年後までに 3 名の新規参入者の目標としています。推進方法としては、農業会議や農地中間機構との連携し、新規参入者の把握など関係機関との連携を推進するとともに農業委員会のフォローアップ活動として、新規就農の促進のため、新規就農時の下限面積の設定等について検討することとしています。

指針の内容については以上ですが、法改正により定められた農地利用の最

適化の推進という部分については、既に北海道の農業委員会では取り組まれていた事であり、この指針の内容についても当農業委員会としては取り組みを行っている活動であります。今回明文化し、指針を策定、公表することが必須となっておりますのでよろしくご審議願います。

議 長： ただいま議案第 6 号、農地等の利用の適正化の推進に関する指針の策定について事務局より説明がありました。この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長： 新規参入の促進に向けてということですが、新規参入するにはなかなか経営が安定しないことがあると思いますが、その中で他町村の話を伺うと、町からいくらかでも補助を出してもらおうとありがたいと、そんなふうに思いますが、皆様はどう思われますか。

住田委員： 目標をもし達成できない場合のペナルティみたいなものはないのですか。

事務局次長： この指針につきましては、全農業委員会で策定をするということで法律に明記されていることから今回作らせていただいております。目標については今まで当麻町農業委員会でも取り組んできた部分について書いていますが、数字的には目標が達成できない場合のペナルティを受ける形のものではございません。6年間の計画の中でどれだけの達成率があったかを検証していく部分ではありますが、それに対するペナルティは今の所ございません。

議 長： そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

舟山委員： 非農地判断という部分を強くしていった方がいいと思います。平らな土地は空くことがないのですが、どうしても山沿いや条件の悪い所については、指針にもあるとおり牧草等になっていて、そういう所には新規参入者が入ろうとしても、なかなかよっぽどでない限り、入れないのではないかと思います。耕作放棄地になると予想される場合には非農地判断の検討もしていかなければならない。

議 長： 舟山委員が言われたように、当麻も平地と中山間が混在しておりますけども、これから高齢化がもっと進んで行くだらうということもありますし、それが耕作放棄地になっては困るということで、耕作者の方から申請がありましたら、その辺を委員さん方と相談しながら非農地化の検討をやっていければいいかなと思います。そのほかみなさんから何かございますか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第 6 号、農地等の利用の適正化の推進に関する指針の策定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。議案第 6 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業センター

農業センター： 12 月末に道再生協議会から当麻町に主食用米の配分が有りましたが、全道段階でもち米の換算反収の見直しがかかりまして、全道の段階の話ですのでその中で主食用米の面積を調整させて頂きたいということで道から話がありましたので、来週新たに生産の目安という形の中で当麻町に主食用米の面積が配分されてくることになると思いますので、それから 2 月 7 日に再生協議会を開催しそこで配分ルール等をご説明させていただき、9 日に農事組合長会議を開催し、1 次配分という形の中で進めて行きたいと考えてございます。

議長： 土地改良区

土地改良区： 特にございません。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 普及センター

普及センター： 特にございません。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： (事務連絡)

議長： それでは、次回、平成 30 年 2 月の農業委員会総会の日程であります、2 月 26 日、月曜日、午後 1 時 30 分から開催いたします。お忙しい時期ですが、関係機関、委員のみなさんは、日程の調整をよろしくお願いします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 17 時 3 分